

北海道大学触媒化学研究センター共同利用・共同研究 留意事項

1. 申請について

- ①研究機関等に所属している方については、所属長の内諾を得たうえで申請してください（名誉教授等で、現在研究機関等に所属していない方を除く）。
- ②課題設定型については、研究課題一覧(別表Ⅰ)の中から番号をお選びください。
課題設定型、課題提案型ともに、申請者の研究課題の設定及び研究計画については、本センターの受入希望教員と事前相談のうえ記入願います。
- ③申請書の記載漏れ等については、審査の対象から外れる場合がありますのでご注意願います。
- ④電子メールにて申請書を提出していただいた後、3日以内に受理メールを返信いたします。もし、受理メールが届かない場合は、公募要項「10. 提出先・お問い合わせ先」までお問い合わせください。

2. 所要経費と使用方法について

- ①採択課題については経費を配分します。ただし、審査の結果、予算配分の関係により、申請のとおり配分することができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②備品(1点につき取得価格が10万円以上のものであり、耐用年数が1年以上のもの)については、北海道大学の資産となり、本センターで管理します。
- ③研究費は、研究代表者の自由裁量で使用できるものではありません。経費の管理・処理、備品・消耗品等の購入等は本センターの受入教員の責任で行うこととなります。
- ④旅費については、本学の旅費規程に基づいて算出し、精算払いとします。
- ⑤旅費を必要とする方は、採択後に銀行口座登録申出書を提出してください(以前提出して頂いた方で、登録内容に変更がない場合は提出不要です)。

3. 免責事項について

- ①本共同利用・共同研究に採択された課題に関して、本センターの責によらず発生した損害等に対しては、本センターは一切の責任を負いません。

4. その他

- ①採択通知後、所属長の「共同利用・共同研究承諾書」(別紙様式3) (本センター所属の者を除く)の提出が必要となります。承諾書の提出により、本センターから所属先への出張依頼は省略させていただきます。ただし、出張依頼が必要な場合は、適宜対応いたしますので、「公募要項 10. お問い合わせ先」まで申し出願います。
- ②装置等(別表Ⅲ)の利用にあたっては、対応教員と打合せのうえ、指示に従ってください。
- ③大学院生は、(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」(学教災)等に参加してから共同利用・共同研究に参加してください(特に証明書等の提出は必要ありません)。